

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第四号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等公印規程等の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和六年九月三日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育局等公印規程等の一部を改正する訓令

(埼玉県教育局等公印規程の一部改正)

第一条 埼玉県教育局等公印規程(昭和四十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「文書と」を「文書及び」に、「の提示を求め、」を「を確認し、総務課長が別に定める方法による」に改める。

(埼玉県教育局等文書管理規程の一部改正)

第二条 埼玉県教育局等文書管理規程(平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「総務課長が」の下に「特に必要が認められるものとして」を加え、「行うものとする。」を「行い」に改め、同項ただし書中「ただし、定例」を「、及び定例」に改め、「帳簿若しくは用紙を用いる」を削り、「主務課長が定める方法」の下に「であつて総務課長が必要と認めるもの」を加え、同条第四項中「書類(電磁的記録を含む。)」を「電子文書等」に改める。

(埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部改正)

第三条 埼玉県立学校文書管理・公印規程(平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「、校長が」の下に「特に必要が認められるものとして」を加え、「行うものとする。」を「行い」に改め、同項ただし書中「ただし、定例」を「、及び定例」に改め、「帳簿若しくは用紙を用いる」を削り、「校長が定める方法」の下に「であつて県立学校人事課長が必要と認めるもの」を加え、同条第三項中「書類(電磁的記録を含む。)」を「電子文書等」に改める。

第四十一条第一項中「文書と」を「文書及び」に、「の提示を求め、」を「を確認し、県立学校人事課長が別に定める方法による」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(埼玉県教育局等公印規程の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の埼玉県教育局等公印規程第五条の規定は、起案日をこの訓令の施行の日以後とする起案文書(埼玉県教育局等文書管理規程第二条第四号の起案文書をいう。)から適用し、同日前を起案日とする起案文書については、なお従前の例による。

(埼玉県教育局等文書管理規程の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の埼玉県教育局等文書管理規程第十六条の規定は、起案日をこの訓令の施行の日以後とする起案文書から適用し、同日前を起案日とする起案文書については、なお従前の例による。

(埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部改正に伴う経過措置)

4 第三条の規定による改正後の埼玉県立学校文書管理・公印規程第十一条及び第四十一条の規定は、起案日をこの訓令の施行の日以後とする起案文書から適用し、同日前を起案日とする起案文書については、なお従前の例による。